

最高裁秘書第3439号

平成30年9月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

8月6日付け（同月7日受付、最高裁秘書第3262号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

修習給付金の支給事務に関するマニュアル（司法修習生に配布している文書は除く。）（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。